

## 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱

平成 25 年 3 月 29 日制定  
枚方市要綱 第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般競争入札及び指名競争入札（以下これらを「入札」という。）に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）に対する一般競争入札への参加停止、指名競争入札に係る指名停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(停止措置)

第 2 条 市長は、有資格者が別表の入札参加停止及び指名停止事由の欄に掲げる事由（以下「停止事由」という。）に該当するときは、当該事実を認めた日を起算日として、同表に定める期間、当該有資格者について一般競争入札への参加を停止し、及び指名競争入札に係る指名を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、有資格者が停止事由に該当しない異例な事由に該当すると認めるときは、入札契約制度検討委員会の審議を経た上で、当該有資格者について同項の規定による一般競争入札への参加停止又は指名競争入札に係る指名停止の措置（以下「停止措置」という。）を行うことがある。

3 市長は、停止措置を行った場合において、当該停止措置に係る有資格者を指名競争入札について現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

4 市長は、現に入札に参加し、かつ、本市と契約を締結するに至っていない有資格者が停止措置を受けた場合にあつては、当該有資格者を落札者とせず、又は契約を締結しないものとする。

(下請負人に対する停止措置)

第 3 条 市長は、有資格者に対し停止措置を行う場合において、当該停止措置を受ける有資格者に当該停止措置の原因を生じさせた下請負人（有資格者に限る。）があるときは、当該下請負人についても当該停止措置を受ける有資格者の停止措置を受ける期間（以下「停止措置期間」という。）の範囲内で停止措置を行うものとする。

(共同企業体に対する停止措置)

第 4 条 市長は、共同企業体に対し停止措置を行う場合において、当該共同企業体の構成員に当該停止措置の原因を生じさせた有資格者があるときは、当該有資格者についても当該共同企業体の停止措置期間と同期間、停止措置を行うものとする。

2 市長は、有資格者に対し停止措置を行う場合において、当該有資格者が共同企業体の構成員であるときは、当該共同企業体についても当該有資格者の停止措置期間と同期間、停止措置を行うものとする。

(事業協同組合に対する停止措置)

第 5 条 前条の規定は、事業協同組合に対する停止措置について準用する。この場合において、同条中「共同企業体」とあるのは「事業協同組合」と、「構成員」とあるのは「関係組合員」と読

み替えるものとする。

(停止措置期間の特例)

第6条 有資格者が1の事案について停止事由の2以上に該当する場合における停止措置期間は、該当する停止措置期間のうち、最も長い期間とする。

2 有資格者が停止措置期間中において当該停止措置に係る事案と別の事案について別表に定める停止事由に新たに該当することとなった場合における停止措置期間は、新たな事実を認めた日を起算日として、新たに該当することとなった停止事由に基づく停止措置期間に2月を加えた期間に、既に停止措置されている期間の残期間を加算した期間（当該期間が3年を超える場合にあっては、3年）とする。

3 有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合における停止措置期間は、当該停止措置期間に2月を加算した期間（当該期間が3年を超える場合にあっては、3年）とする。

(1) 停止措置期間の満了後1年以内に、停止事由に該当することとなったとき。

(2) 別表7の項から9の項までに規定する停止事由に基づき停止措置を受け、かつ、当該停止措置期間の満了後3年以内に同種の停止事由に該当することとなったとき（次号に掲げる場合を除く。）。

(3) 別表9の項に該当することとなり、かつ、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項に規定する入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったとき。

4 市長は、有資格者が停止事由に該当する場合において、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、別表に定める期間を当該期間の2倍に相当する期間（当該期間が3年を超える場合にあっては、3年）まで延長することがある。

5 市長は、停止事由に該当することとなった有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、別表に定める期間を当該期間の2分の1に相当する期間まで短縮することがある。

6 市長は、停止措置期間中の有資格者が当該停止事由について責めを負わないことが明らかになったと認めた場合は、当該有資格者の停止措置を解除するものとする。

(停止措置の承継)

第7条 市長は、有資格者が停止措置期間中に合併等により他の業者に営業を承継させた場合においては、当該承継を受けた業者について、当該停止措置期間、停止措置を行うものとする。

(災害時等の特例)

第8条 市長は、災害時の応急工事、特殊な技術を要する工事等について、特にやむを得ない事由があると認めるときは、停止措置期間中の有資格者を当該工事等についてのみ契約の当事者とすることがある。

(下請負の特例)

第9条 停止措置期間中の有資格者は、本市発注工事等について下請負人となることができない。ただし、停止措置の実施前に下請負人になっており、かつ、これを除外することによって当該発注工事等の履行に支障があると認められるときは、この限りでない。

(停止措置の実施に至らない事由に対する措置)

第10条 市長は、停止措置を行うまでに至らないが、停止事由に準ずる行為があったと認められる有資格者に対して必要があると認めるときは、書面又は口頭により、警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）を行うことがある。

(事故の報告)

第11条 有資格者は、大阪府内で履行する契約において事故又は損害（本市との契約以外の契約については、死亡事故若しくはこれに準ずる重大な事故（以下これらを「重大な事故」という。）又は重大な損害に限る。）を生じさせたときは、速やかに、本市に報告しなければならない。

2 市長は、有資格者が前項の報告を怠ったときは、停止措置期間を当該期間の2倍に相当する期間（当該期間が3年を超える場合にあっては、3年）に延長することがある。

(停止措置等の通知等)

第12条 市長は、停止措置の実施、停止措置期間の変更又は停止措置の解除（以下「停止措置等」という。）を行ったときは、遅滞なく、当該停止措置等を行った有資格者及び本市の関係部課等に、口頭その他の方法によりその旨を通知するものとする。ただし、当該通知をする必要がないと認める相当な理由があるときは、これを省略することがある。

(停止措置等の公表)

第13条 市長は、報道機関等からの問合せ等に応じ、又は自ら停止措置等に係る情報を公表することがある。

(苦情申立て)

第14条 停止措置を受けた者又は警告等を受けた者は、停止措置については当該停止措置の期間内に、警告等については当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内に、書面により市長に苦情を申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情の申立てがあったときは、同項の書面の提出があった日の翌日から起算して10日以内に、書面により当該申立てを行った者に回答するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、第1項の書面の提出があった日の翌日から起算して30日を限度として、前項の回答期限を延長することがある。

4 市長は、第1項に定める期間が経過している等申立てを行った者が申立てを行う適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することがある。

(再苦情申立て)

第15条 前条第2項の規定による回答に不服がある者は、同条第1項の規定に準じて、再度苦情を申し立てることができる。この場合において、同項中「当該警告等の日」とあるのは、「当該警告等に係る苦情申立てに対する回答の日」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の規定による苦情（以下「再苦情」という。）があったときは、速やかに、枚方市入札監視員設置要綱に基づき設置する入札監視員に審査を依頼するものとする。

(停止措置の効力)

第16条 前2条の規定による苦情及び再苦情の申立ては、停止措置の効力を妨げないものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱（平成24年枚方市要綱第35号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている停止措置については、この要綱の規定によりされた停止措置とみなす。この場合における当該停止措置の期間の末日は、旧要綱の規定によりされた停止措置の期間の末日とする。

別表（第2条、第6条関係）

入札参加停止及び指名停止事由	期 間
<p>1 虚偽記載等</p> <p>(1) 本市が発注する建設工事、業務委託及び物品購入等（以下「本市発注工事等」という。）の入札参加資格の認定に係る競争入札参加資格申請書又は添付書類中の事項について、虚偽の記載をし、又は記載すべき事実についての記載をしなかったとき。</p> <p>(2) 本市発注工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他入札前に提出する調査資料中の事項について、虚偽の記載をし、かつ、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(3) 本市発注工事等において、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項の施工体制台帳その他の入札後に提出する書類中の事項について、虚偽の記載をし、かつ、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>6月</p> <p>6月</p> <p>6月</p>
<p>2 入札妨害等</p> <p>(1) 本市発注工事等の入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げたとき。</p> <p>(2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき（落札したにもかかわらず、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないため契約することができなかった場合を含む。）。</p>	<p>12月</p> <p>12月</p>
<p>3 粗雑な契約の履行</p> <p>(1) 本市との契約の履行に当たり、過失によりその契約の履行を粗雑にしたとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>(2) 大阪府内の他の公共機関との契約の履行に当たり、過失によりその契約の履行を粗雑にしたとき（瑕疵が重大であると認められるときに限る。）。</p> <p>(3) 本市が発注する工事（小規模工事に関する契約規程（平成23年枚方市訓令第7号）第2条に規定する工事を除く。）の成績が著しく不良であるとき。</p> <p>イ 成績評定書の評点合計が40点未満のとき。</p> <p>ロ 成績評定書の評点合計が40点以上50点未満のとき。</p> <p>ハ 成績評定書の評点合計が50点以上60点未満のとき。</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>1月</p>
<p>4 契約違反</p> <p>(1) 有資格者の責めに帰すべき事由により本市との契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 本市との契約の履行に当たり、その契約に違反し、かつ、契約の相手方として不相当であると認められるとき（前項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>24月</p> <p>4月</p>
<p>5 公衆損害事故</p> <p>(1) 本市との契約の履行に当たり、安全管理に係る措置が不十分又は不適切であったため、公衆に事故を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。</p> <p>イ 重大な事故を生じさせ、又は市民生活に多大な影響を及ぼす重大な損害を与えたとき。</p> <p>ロ 負傷者を生じさせ、又は損害（市民生活に多大な影響を及ぼす重大なものを除く。）を与えたとき。</p> <p>(2) 大阪府内での契約の履行に当たり、安全管理に係る措置が不十分又は不適切であったため、公衆に重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>3月</p>

<p>6 工事関係者事故又は業務関係者事故</p> <p>(1) 本市との契約の履行に当たり、安全管理に係る措置が不十分又は不適切であったため、工事関係者又は業務関係者に事故を生じさせたとき。</p> <p>イ 重大な事故を生じさせたとき。</p> <p>ロ 負傷者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 大阪府内での契約の履行に当たり、安全管理に係る措置が不十分又は不適切であったため、工事関係者又は業務関係者に重大な事故を生じさせたとき。</p>	<p>4月</p> <p>2月</p> <p>2月</p>
<p>7 贈賄</p> <p>有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が次の各号に掲げる者に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市職員</p> <p>(2) 本市職員以外の公共機関の職員</p> <p>イ 大阪府内</p> <p>ロ 大阪府外</p>	<p>36月</p> <p>12月</p> <p>9月</p>
<p>8 独占禁止法違反行為</p> <p>(1) 次のイ又はロのいずれかに該当する契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反したとして、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令等を受け、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 本市発注のもの</p> <p>ロ 本市以外の公共機関発注のもの</p> <p>（イ）大阪府内</p> <p>（ロ）大阪府外</p> <p>(2) 次のイ又はロのいずれかに該当する契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>イ 本市発注のもの</p> <p>ロ 本市以外の公共機関発注のもの</p> <p>（イ）大阪府内</p> <p>（ロ）大阪府外</p>	<p>12月</p> <p>9月</p> <p>6月</p> <p>36月</p> <p>12月</p> <p>9月</p>
<p>9 談合</p> <p>有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が、次の各号のいずれかに該当する契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市発注のもの</p> <p>(2) 本市以外の公共機関発注のもの</p> <p>イ 大阪府内</p> <p>ロ 大阪府外</p>	<p>36月</p> <p>12月</p> <p>9月</p>
<p>10 監督等への妨害</p> <p>(1) 職員が行う監督若しくは検査を妨害し、又はその指示等に従わなかったとき。</p> <p>(2) 本市の職員に対し、威圧その他公務の執行を妨げる行為を行ったとき。</p>	<p>12月</p> <p>12月</p>

<p>11 その他不法行為</p> <p>有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が、次の各号のいずれかの地域において、暴力（枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき措置されるものを除く。）、文化財破壊、不法投棄、脱税その他の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市</p> <p>(2) 本市以外</p> <p>イ 大阪府内</p> <p>ロ 大阪府外</p>	<p>12月</p> <p>9月</p> <p>6月</p>
<p>12 建設業法違反</p> <p>(1) 有資格者が建設業法第28条第1項の規定により指示されたとき。</p> <p>(2) 有資格者が建設業法第28条第3項の規定により営業停止を命じられたとき。</p>	<p>3月</p> <p>6月</p> <p>(ただし、営業停止期間が6月を超える場合は、その期間)</p>
<p>13 履行遅滞</p> <p>(1) 履行期限から2月以上遅滞したとき。</p> <p>(2) 履行期限から1月以上2月未満遅滞したとき。</p> <p>(3) 履行期限から1週間以上1月未満遅滞したとき。</p>	<p>遅滞期間に2月を加算した期間</p> <p>遅滞期間に1月を加算した期間</p> <p>1月</p>
<p>14 経営不振等</p> <p>(1) 不渡手形を発行する等経営不振が明らかであるとき。</p> <p>(2) 本市発注工事等の履行上発生した下請負代金支払債務又は公衆に与えた損害等について、誠意を持ってその解決に当たらなかったとき。</p>	<p>再建されたと認められるまでの間</p> <p>解決されたと認められるまでの間</p>
<p>15 不正又は不誠実な行為</p> <p>(1) 前各項に掲げるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと認められるときその他契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金の刑の言渡しを受けたとき。</p> <p>(3) 総合評価一般競争入札における本市との契約の履行に当たり、評価した内容が有資格者である受注者の責により満たされなかったとき。</p> <p>(4) 入札又は契約に関する不正行為等に係る調査、事情聴取、指示等に応じなかったとき。</p> <p>(5) 入札又は契約に関し非公表とされている情報を聞き出す行為を行ったとき。</p> <p>(6) 枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第8条第2項の規定による誓約書の提出等の求めに応じなかったとき。</p>	<p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>3月</p>